

平成27年度 第2回東京都北区バリアフリー基本構想策定協議会 議事要旨

時	平成27年12月11日(金) 午後4時～午後6時
場所	北区役所 第一庁舎4階 第2委員会室
出席者	<p>[委員] (敬称略・順不同)</p> <p>高橋儀平、野口祐子、井上良子、田中淳子、小田政利、印南美和子、吉田耕一、花山明弘、高岡和宏、河奈正道、齋藤邦彦、尾花秀雄、松本敦(代理:田中正史)、谷崎馨一(代理:吉川昌孝)、筒井久子、早川雅子、田中英行、鎌田英美、高橋聡司、渡邊涼、薮島洋伸(代理:関肖)、金澤大介、田中功、根本信男、佐藤信夫、石本昇平、林秀樹、品川太郎(代理:杉森茂)、土田信夫、佐藤英明(代理:星秀明)、亀山勝(代理:長谷部孝典)、生越啓史(代理:近藤琢哉)、和田明、高島俊和</p> <p>[事務局:都市計画課]</p> <p>寺田課長、杉戸主査、金沢主事</p>
次第	<p>1. 開会</p> <p>2. あいさつ</p> <p>3. 議題</p> <p>(1) 意見交換会・まちあるき勉強会のまとめ</p> <p>(2) 北区バリアフリー基本構想 全体構想(案)たたき台について</p> <p>(3) その他</p> <p>4. 閉会</p>
資料	<p>●次第</p> <p>●席次表</p> <p>(資料1) 意見交換会・まちあるき勉強会のまとめ(第1回・第2回区民部会)</p> <p>(資料2-1) 北区バリアフリー基本構想【全体構想】(案)たたき台</p> <p>(資料2-2) 全体構想(案)たたき台 概要版</p>

要旨

1. 開会

- 事務局より開会宣言

2. あいさつ

- 事務局紹介

- 出席者数: 34名/38名(事務局より33名の委員が出席しており、設置要綱に基づき、定足数を満たしていることを確認。出席委員報告後に1名出席)

- 資料確認

- 会長、副会長よりあいさつ

3. 議題

(1) 意見交換会・まちあるき勉強会のまとめ

●事務局より資料1説明

会 長：ありがとうございました。たくさんの方が区民部会に参加いただき、JRやメトロの方にもご協力いただいたということですが、それぞれ気づいた点が書かれています。ご感想などがあれば遠慮なくお伝えいただければと思います。

事 務 局：まち歩き視点では、いいところも見ましようという視点で歩きました。そういう意味では、両面を見ていただきました。公平に見ていただけて良かったと思います。

委 員：まちあるき勉強会で様々なご意見をいただきありがとうございました。車いすなどで体験頂いたと思いますが、まだまだ改善していかなければならない点があると認識しています。王子駅では、○の部分は褒め頂きありがとうございました。△については、こころのバリアフリーについて不足点・改善点を理解していますので、引き続きご指導・ご意見いただければと思います。前回の協議会で、JR赤羽駅の改札について北口と南口の拡幅改札とエレベーターの関係についてご意見がありましたが、ベビーカーやキャリーバックを持った人がいることも考慮し、改札周辺の改修工事に合わせてなるべく幅広改札を設けるよう検討しています。

会 長：券売機前の視覚障害者誘導用ブロックが途切れているというのはいかがでしょうか。

事 務 局：歩道の縦断方向に敷設している線状ブロックから分岐して、券売機まで連続する視覚障害者誘導用ブロックがなかったということです。

会 長：メトロの方はいかがでしょうか。

委 員：たくさんのご意見、また○については褒めの言葉を頂きありがとうございました。△については、すべて確認できていませんがご不便をお掛けしているところは確認し、対応できるところは対応していきたいと思います。

会 長：その他いかがでしょうか。それでは、続きましてたたき台の方に移りたいと思います。

(2) 北区バリアフリー基本構想 全体構想(案)たたき台について

●事務局より資料2-1、2-2説明

会 長：簡潔な説明でしたが、たくさんの方が含まれております。まずこの内容を理解することも一つの課題、協議会の目的だと思います。ご質問等があれば遠慮なくお願いしたいと思います。まず、「基本構想改定にあたって」から「基本構想改定に向けた基本方針」までの間でご質問・ご意見はございますか。全体的に改定となっておりますが、この基本構想は新法に沿って新たに策定するものではなく、旧法に基づいて改定するものなののでしょうか。

事 務 局：バリアフリー法の改正に基づき今回の基本構想を作っていますが、旧法の活動もあるため、広げていく、拡大していくということで改定とさせていただきます。

会 長：法が変わっており、今後、民間の施設も含まれてくるでしょうから改定ではないような気はします。

委 員：赤羽駅の件について調べていただきありがとうございます。ベビーカーの方など利用客が多くなったということで、北口が広がったと理解しました。基本構想たたき台の中でも利用者の視点でスパイラルアップ、と書いていますが、情報提供によって知ってもらう努

力だけでなく、利用者に実際に使ってみてもらい、そこから出てくる意見も大事にしてほしいです。事実として知ってほしいのは、赤羽駅は、ベビーカー利用者が増えて拡幅改札をつけたということですが、車いす、ベビーカーの方はエレベーターのある南口を使うと思います。そのため南口はベビーカー利用者が多くなります。机上で検討していただくことは大事ですが、実際に利用してみると南口に拡幅改札がないことは不自然だと思います。利用者の対象者に聞くだけでなく、使ってもらう機会を考えてもらいたいです。この基本構想の中に、利用者が何人いるというだけでなく、実際にそういう場を作るときに事業者が利用できるような内容にならないかと思いました。利用者による情報提供などは、基本構想に盛り込むことはできないでしょうか。

会長：利用者の視点について具体的な書き方をしてほしいということでしょうか。行動面が見えないということでしょうか。

委員：今日、集まられている方で車いすの方はいますが、子育て世代の方はいない中でベビーカーの利用者の意見はどう取り込まれるのでしょうか。視覚、聴覚、知的などいろいろな属性があると思いますので、そういったことが盛り込まれることが大事だと思い、発言させていただきました。

会長：基本構想では考え方や基本方針が中心となりますので、今後、特定事業計画を具体的にやっていくこととなります。もっと具体的な方向が見える基本構想にしてほしいということだと思いますので、メンバーには加わっていない方の意見を吸収することも今後の作業に活かしてください。

委員：部会の中でも出た話ですが、こころのバリアフリーをもう少し具体的にという話について、推進を図ると書いてありますが、こころのバリアフリーというのは協議会である程度定義づけないと議論が発散してしまいます。何か具体的なものがあると議論しやすいと思います。

会長：例えば何かご提案はありますか。

委員：非常に難しいのですが、自分の中でも整理できていない状況です。

事務局：事務局としてもこころのバリアフリーについては雲をつかむような気持ちであり、手始めに何をやっていくかもわからない状況です。部会でも話が出ましたが、次年度以降も継続して具体的な話をさせていただきたいところです。

会長：区を訪れる方もいる中で誰が対象になるのかを捉えることが必要となります。多様な利用者がいて、中には意見を出せない人もいます。こころのバリアフリーとは、をひも解くと社会的なルールとして当たり前のことが多いです。日常的なことができるか、できないかというところが重要なポイントとなります。気づきから実際に区民ひとりひとりが動かなければなりません。障害者差別解消法にもありますが、差別を受けてもそれを差別と感じる人とそうでない人がいます。5章で何を推進するかを今後示していく必要があると思います。ご指摘いただいたように具体的なものを示して議論する必要があります。

委員：3ページについてですが、超高齢社会について触れ、障害者に触れていて、その後で高齢者・障害者等、と主語が行ったり来たりしておりスムーズではないと思います。また、唐突にバリアフリーという単語が出てくるとテクニカルな印象を受けます。用語集にあるよ

うな障壁を除去していく意味合いが、日本語であるといいと思いました。10ページの第2章のタイトルについて、改定に向けた基本方針となっていますが、別のものが他にあるような印象を受けるので、改定の基本方針でいいのではないかと思います。区の計画の説明で外国人に関することが出ているのはいいと思いました。改定に向けた課題では、妊産婦の後に外国人の順がいいと思いました。全体構想と地区別構想とで構成するというところを3ページの段落や20ページの位置づけというところでも記載していますが、基本方針の中でも説明した方が読みやすいと思います。

会 長：事業者側は基本構想を作ることに慣れていきますので、重要な意見だと思えます。改定と言ってしまうとわかりにくいと思うので、修正をお願いしたいと思います。社会生活の中の障壁を除くというのは、社会モデルとも言うのですが、バリアフリー化の必要性を出してほしいということですので、趣旨の部分についても強く今の時期で訴えていく必要があると思えます。今の段階では流れをつけてオリパラと関連付けた方がいいと思えます。その他いかがでしょうか。

委 員：区民の立場で区民部会にも参加していますが、10ページの頭に2ルート目のバリアフリールートの確保は非常にいいと思いました。たとえば、設置者側はバリアフリー化されていると思っていても、利用者側はこれしかないという不便を感じている面もあります。基礎的な事項として2ルート目を確保するというところでは選択肢があるという文言が入るのは重要だと思えます。そういった考え方では、もっと基本方針のところでも2ルート目につながるような文言が入るといいと思えます。

会 長：事務局の方から何かございますか。

事 務 局：公共交通特定事業で書かせていただいておりますが、踏み込んだ記載となっています。事業にかかわるもののためここで記載したいです。誰もが利用しやすい環境づくりということに入ると思いますが、検討したい。

会 長：事業者の理論ですが、利用者の視点になっているかが重要ですので、基本方針に入るとは利用者にとってはごく当たり前のことだと思えます。改札があればどの改札も利用したいと思うのは当たり前だと思えます。そういったことが書き込めることが重要なので書き込んでいきたいです。事業者との合意形成もあると思えますので協議会でサポートしていきたい。

副 会 長：33ページのヘルプカードがありますが、東京都、都営関係で配っている携帯できるものと違うものでしょうか。

委 員：ヘルプカードは北区では平成25年度に、カバンにつけられるものと手帳に入れられるものを2万部用意しました。利用の仕方は様々です。

副 会 長：マタニティマークなどが出てきており、自己主張しないといけない世の中になったと思えました。私は足を手術して1か月くらい歩けませんでしたが、公共交通に乗るのが最大のハードルでした。公共交通機関で通勤時間帯、エスカレーターを駆け下りる、電車に飛び乗る、流れに逆らうなど、ここらのバリアフリー以前の厳しい環境がなくなる。そういうことからして、心のゆとりをもたないと、ここらのバリアフリーは理解されないのではないかとこのことを経験しました。事業者の方にここらのバリアフリーをどう進め

るかをお聞きしたいと思います。

会 長：研修などしていることは理解していますが、利用者への徹底などはいかがでしょう。

委 員：現状につきまして、事業者側から対策としてはエスカレーター、エレベーターの利用マナーの啓発については継続して行っています。駅以外の場所でも当然そのような現状は見られ、社会一般として当たり前の状況というのもあると思います。その中で鉄道事業者としてポスター掲示など精一杯取り組んでいますが、荒い利用される方は減っていかないということは事実としてあります。

会 長：ポスターは見ますが、気付かないと理解されないということもあります。

委 員：職員に対しては、教育訓練をしています。まだ十分ではないと認識しています。ラッシュ時など、事故防止には気を付けていますが、お客様に対しての啓発については直接注意すると逆切れされる実態もあり、直接的な注意は非常に難しいです。放送にマナー啓発を入れ込んでいく工夫もしていますので、引き続き行っていきたいと思います。

会 長：進めていかなければならないことだと思いますので、国全体としてもキャンペーンしていく必要があると思います。民間の会社や工場の人たちにも伝わるようなことも基本構想でやっていかなければなりません。一皮むいたような方針を立てていただければと思います。

委 員：今、話に出ましたが、バスの利用時に逆のことがあり、発車間際のバスに乗りたいと思い、目の前のバスのドアの戸をたたきましたが、気付かれず発車してしまいました。違う路線では、雨の日に車いすの方が乗っており、運転手は速やかに途中のバス停で対応してくださり、雨にもかかわらず乗せて、静かに発車してくれました。乗客も何事もないように見守っていました。一般市民もそういうところは慣れてきたと思います。待っている態度もできるように社会も変わってきました。娘を連れて交通機関を使って出かけるときに態度が変わってきました。ラッシュ時のJR赤羽駅で、女性と障害者に対応した車両に車いすの方が乗っていました。周りの人たちが受け入れており、慣れているなということを感じました。こころのバリアフリーが出ていますが、障害者や高齢者をまずは理解することがこころのバリアフリーにつながるのだと思います。

会 長：私も先月、車いすの友人と電車に乗る機会がありましたが、山手線で駅員が車いすの方と車両と一緒に乗り込んで、隣の駅で一緒に降ろしていただいたということがありました。こころのバリアフリーとしてそのような対応があるということがうまく読み取れるような書き方ができればと思います。法の枠組みの中で書く部分とそれ以外で書き込むことがあると思います。事例を記載するのがいいかもしれません。北区としては2回目の基本構想の策定となるため、一歩踏み込んだ記載をしてトップレベルの基本構想にしていればと思います。

委 員：33ページですが、こころのバリアフリーについてです。電車の中で事故があった場合のやり取りがまちまちです。情報がわからないため、筆談をお願いしても、そこまで対応していただけないことがあります。聴覚障害者にも文字で分かる人とそうでない人がいます。電車でマタニティマークやヘルプカードを見ることがありますが、見にくい時もあるため、大きく表示してほしいです。ポスターにしても見にくいので、大きい表示にすれば見やすいと思います。ITコミュニケーションツールの導入について書いていますが、私たちは

利用していません。議員が使っているだけです。その点についてご説明をお願いいたします。

委員：筆談については書き込めると思います。表示についてはバランスを見て貼って周知していく段階だと思います。それから33ページの理由はいかがでしょうか。

事務局：ご承知の通り区議会で対応したのですが、発言したものが文字で示されたり、文字で示したものを発声したりできるものです。区議会レベルで北区が初めての導入ということをご紹介したのと、これを契機として進めていくということで記載しました。

委員：わかりました。ありがとうございます。

会長：公共施設でどのように情報提供していくのかなどを書きこまなければいけないと思います。手話言語条例についてはいかがですか。

委員：意見書の請願については全会一致で採択されています。

会長：そこまで書き込んでいただかないと、ここで書く意味はないと思います。鳥取でも駅員の方が音声認識ソフトを使ってサポートしていくものを導入しているなどの例があります。

委員：コミュニケーションの話ですが、情報保障の話であれば、こころのバリアフリーではなく別のところに書くものだと思いますがいかがでしょうか。

事務局：おっしゃる通りだと思いますので、この章に入れるかも含めて検討します。

会長：情報保障の部分になりますので、章を起こした方がいいかもしれません。

委員：こころのバリアフリーの意見が出ましたが、車いすユーザーとして事例として聞いていただければと思います。東十条駅は始発が出る駅なので、その時間に合わせて出るようにしていますが、それを逃すと混雑がひどく物理的に乗れないことになります。板橋駅を利用した際は、現在エレベーターなどが何もないため駅員の方が降ろしてくれましたが、駅員にこの時間帯には来ないでほしいと言われたことがあります。バスからスロープ板を出すというところで、出すのに長い時間がかかるとお客様の視線もだんだん変わってきます。使い方を忘れてしまう運転手もいますので、接遇訓練として何かの形で日ごろから会社の方でやっていただければと思います。こころのバリアフリーということで、基本構想で考えるべきか、障害者差別解消法で考えるべきことかは難しいと思いますが、基本構想の中に第5章で具体例とありましたので話させていただきました。

会長：差別という事象にあたるかもしれませんが、踏み込めるかどうかはわかりませんが、受け止めていただければと思います。

委員：18ページですが、素案の段階で基本理念が入っていませんでしたが入る形になっています。こういった経緯で入れられたのか説明をお願いしたいです。私は盲学校に勤めていますが、学校と事業者の連携として傍目に見ていいと思ったのは、子供の授業でバスや電車を触る機会があることです。バスや電車の仕組みや構造、ホームの高さを体験できます。事業者からも盲学校の様子も理解できる機会となっています。

事務局：前回の部会で委員の意見がありましたので、それを受けてこのような形で入れさせていただきました。こころのバリアフリーを伝えていくうえで、相互理解、事業者通しの相互理解を思いやりという言葉にして、それを目に見える形、目に見えない形にできればということを示しています。

会 長：作り手の立場なので、思いやりという言葉は必要ないという人もいます。書き方については議論できると思います。

事 務 局：案ではございますが、おおむねこの方向で行きたいとは思っています。ご提示しましたが、事務局で考え付いた理念です。他と重複していないかも調べました。行政的ではないキャッチフレーズとして示しました。思いやりは気づきにつながると思い、使わせていただきました。案ですので変えられるところは変えていきたいと思えます。

会 長：「気づきをカタチにする」がいいかもしれません。この背景も記した方がいいと思えます。
委 員：子供のころから障壁を取り除くということが気になります。大人から作られるというものがあります。副籍交流事業というものをしており、共生社会を目指して進めています。養護学校に通うことで障害当事者と地域とのつながりが途切れるので、切らないようにもう一つの副籍を定めていて、行事交流などで交流を進めています。交流で伺わせていただくと、どういう障害で困ることがあるなどの話を事前に学習をさせていただくことがあります。低学年のところに入らせていただきますが、障害者に対してどうすればいいのかという質問がすぐに出てきます。大人に知っていただかないといけないことだと思えます。障壁はないものとして始めていくことの方が必要だと思えますので、そこを根本的にこのころのバリアフリーを考えると互いに知るということが重要となります。教育の問題として重要だと思え発言させていただきました。

会 長：本日いただいた意見を踏まえ、基本構想に反映したいと思えます。

(3) その他

●事務局より今後のスケジュールについて資料2-1 p.39を説明

会 長：パブリックコメントに向けた基本構想の修正はいつまででしょうか。

事 務 局：本日の意見を極力反映してパブリックコメント用の案としますが、事前に委員の皆様にご確認していただくことは期間的に難しいと思われまます。12月21日から1か月でパブリックコメントを実施しますので、パブリックコメントで示しているものが今回の修正案と捉えていただければと思えます。さらにパブリックコメントでいただいた意見も反映して、2月26日に最終案を確認していただくことになると思えます。

会 長：できるだけパブリックコメントを遅らせてでも協議会の意見を反映させるべきだと思えます。

4. 閉会

会 長：それでは第2回北区バリアフリー基本構想策定協議会を閉会いたします。どうもご協力ありがとうございました。